

平成28年10月20日

ご近隣の皆様へ

施 行 者 神奈川県横浜市栄区笠間2-1-2  
大船駅北第二地区市街地再開発組合

解体施工者 神奈川県横浜市戸塚区俣野町875-1  
富 弥 工 業 株 式 会 社

**「大船駅北第二地区第一種市街地再開発事業」  
既存建物等解体除却工事について**

拝啓 皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび私共は、神奈川県横浜市栄区笠間二丁目1番 他（地番）において、「大船駅北第二地区第一種市街地再開発事業」に伴う既存基礎等解体除却工事に着手する運びとなりました。

当該工事にあたりましては、本書に記載の順守事項をご案内させていただくと共に、極力、ご迷惑の軽減に努めてまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 既存建物等解体除却工事の概要

工 事 場 所 神奈川県横浜市栄区笠間二丁目1番 他（地番）

既存建物等 SRC造 棟／RC造 棟／S造 棟／W造 棟  
解体床面積 3,482.7㎡

解 体 工 期 平成28年11月1日～平成29年3月31日  
なお、オープラッザ等は4月まで営業いたします。

解体施工者 富弥工業株式会社  
045-853-2307（担当／桜庭）

2. 解体工事に関する順守事項

（1）信義事項

既存建物等解体除却工事にあたっては適正な防護措置を講じ、ご近隣の皆様に対するご迷惑の軽減を図ります。

また、信義・誠実の精神をもって終始円滑な近隣関係を保つよう努めます。

## (2) 現場管理

① 現場管理者が常駐し、工事関係者の風紀等、厳正に管理致します。

② 適宜、清掃を励行し、周辺道路等の汚損防止を図ります。

③ 敷地周囲には仮囲いを設けます。

また、既存建物には養生を施し、場内からの落下物、飛散物の防止を図ります。

④ 作業所内には消火器等を常備し、必要な火災予防策を講じます。

また、火気取り扱い責任者を選任し、場内の可燃物を厳正に管理致します。

## (3) 騒音・振動・粉塵対策

① 重機等の使用に当たっては極力丁寧な作業に努め、騒音・振動の軽減を図ります。

② 適宜、散水を励行し、粉塵の飛散防止を図ります。

## (4) 交通対策

所轄の警察署と打ち合わせを行い、適正な運行計画及び安全対策を策定し、交通事故の防止を図ります。

## (5) 作業時間及び休日

① 作業時間は8時から18時までと致します（重機作業は17時までと致します）。

尚、作業開始前の準備及び作業終了後の清掃等（共に30分程度）については、上記時間帯に含まれないものと致します。

② 日曜日、祝日は休日と致します。

年末年始休工期 平成28年12月31日～平成29年1月4日

## (6) 周辺建物等の保全

① 周辺建物等が損傷しないよう、適正な対策を講じます。

本件工事に起因して何らかの影響が生じた場合は速やかに対応致します。

② 隣接の建物等については現況を確認する為、事前に写真撮影等の調査をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願い致します。

## (7) アスベストの除却

法令に則して適性に除却及び搬出致しますのでご安心下さい。

## (8) その他

上記順守事項に記載の無い問題が生じた場合は、当事者間で協議の上、誠意を持って解決を図るものと致します。

以上の順守事項をお約束申し上げます。